

令和2年4月7日  
こども未来局放課後こども育成課

市政記者各位

### 緊急事態宣言に伴う家庭での児童の見守りのお願いについて

福岡市において新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、児童等への感染拡大の防止と、留守家庭子ども会のスタッフ及び協力いただいている教職員の負担軽減のため、留守家庭子ども会を利用している保護者に対して、下記のとおり可能な限り家庭での児童の見守りをお願いすることとしております。

#### 1 お願いの内容

##### (1) 対象者

留守家庭子ども会を利用する保護者のうち、家庭での児童の見守りが可能な方

##### (2) 期間

令和2年4月8日から5月6日まで ※状況によって延長する可能性あり

#### 2 利用料の対応

家庭での児童の見守りにご協力いただける方を対象に、一部利用料が返金できる場合があります。

#### 【お問い合わせ】

こども未来局子育て支援部放課後こども育成課 担当：早川

TEL:092-711-4198 (内線 2216)